

一云、天皇以倭姫命爲御杖、貢奉於天照太神、鎮座於磯城嚴櫛之本而祠之、然後隨神誨、取丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮、是時倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、太初之時、期日、天照太神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉、然先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉、故其天皇壽命短命也、是以今汝御孫尊、悔先皇之不及而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣、（下略）と見えたるを、同狀には少か異同有る中に、我親治大地官者言訖焉云々、大地主神之號起于是時矣と有る是にて、大地主神の所以詳かになむ知れたりける、此に皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神は、上に注せらるが如く、天神地祇を申す中にも殊に八十國の國魂神を專と祭祀らせ給ふ可き由を、其國避の御時に天上にて期り聞えさせ給へる御事を取出て、此に倭大神の誨し奉らせ給へるなり、先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉と有るは、崇神天皇八年御紀に、乃ト下使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉之、又ト便祭佗神不吉、十一月丁卯朔己卯、命伊香色雄而、以物部八十手所作祭神之物、即以大田田根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲下祭倭大國魂神之主、然後ト祭佗神吉、焉便別祭八十萬群神、仍定社國社及神地神戸、と有る此御事を詔給へるにて、此御誨の意は、大物主神大國魂神をば且々に祭らせ給ひ、天社國社を定めさせ給へりと雖も、其專と治めさせ給ふ可き八十魂神には粗かに爲て、其枝葉と有る神祇の祭祀を物爲させ給へるが故に、猶其事を盡させ給はざるを以て、國神の守護無くして御壽命の長延く御在し坐ざりし由なり、是即今古共に產土神を祭る事の故實なる者なり、（今產土神と云へば、時の流行に任せて祇園社八幡宮などを始として其地に御在し坐す神社

を產土神と心得る事には有れども、其元由は一國にては其國魂神、一郡にては郡御魂神を祀り、一郷一村の上に於ても其地に功有る神即其產土神にして、世と共に其地を守護坐す神に御在し坐せば、縱令祇園社八幡宮の如きも產土神と爲て祭る意味は右の如くにて、是謂ゆる八十魂神の御事なるを知るべし、萬葉一卷高市古人感傷近江舊堵作歌に樂浪乃、國都美神乃、浦佐備而、荒有京、見者悲毛、と有るが如く、國都御神の御心荒び坐す時は、天皇の皇宮と申せども荒行せ給ふ御事と所見て、甚可畏く御在し坐す御事を知るべし、右の倭大神の此御誨は如此く深き所以有るを右の八十魂神を唯に天神地祇を申すなりと云ふは甚々粗なる説になむ）故此倭大神の我親治大地官と有る大地官を、私記に於保津知津加左と訓めるは決めて古訓なるにて、傳二十四に注せるが如く、古事記に大土神亦名土之御祖神と見え、神名式に伊勢國度會郡大土御祖神社など申す神名有るを、記傳に、「大は土に係るには非ず此神に係る美稱なり、萬葉十一（八丁）に大地採雖盡と有る、此は土に就たる大なれば、此とは異なり」と云はれたる意味大に在りて、此大地官と有る大も天下に在らゆる土官を總る謂是れなり、堵、地官と云ふは地主と云ふ義に等しき事と見えて、此下文に大地主神之號起于是時矣と書せり、然る時は此も意富都知奴斯と訓むべき事相照して知るべし、若て其官を都加佐と訓む事は造長^{ツクリヲ}と云ふ義にて、此に地官と云ふは、其地を造りて其處に長と有る謂にて、即右の八十魂神にて大國魂神の屬官の神等を云ふが、此を統領し給ふ故に大地主神とは申せるなり、故其地官は地主神なりと云ふ事は上に注せるが如く、諸國にて國神社とて多く有るは、口訣に國神猶言地主也と有る是なる中に猶親く地主神と申せる事有り、先づ朝廷の御事は坐摩を是大宮地之靈と申す由古語拾遺に見え、齋宮式在齋宮内大社十七座の中

に地主神と有るは其宮地の靈を祀らせ給へるなり、神宮にては右に注せる大土御祖神社御在し坐を、度會宮にては儀式帳六月例に、十七日即更宮地神爾神酒一缶供奉と有るは、世記に見えたる土御祖神二座に渡らせ給へるを、後に宮號を進られて土宮と申せり、長秋記に彼外宮地主神也と有る是なる由、傳二十四に注せるが如し、又其にも云へる日吉にて、大宮は大己貴神に御在し坐して謂ゆる大比叡神に坐すを、二宮の小比叡神は山末之大主神と申して神代よりの地主にて渡らせ給ふが故に、地主神と申し奉り、又今思ひ出づる一二を挙げ申さば、神社啓蒙石清水八幡宮條に、狩尾神社、舊記云、件神石清水地主也、即大國玉命と見え、大江匡郷記に賀茂大神者日本地主神也と有るは、御祖社に御在し坐す大己貴神の御事なるを、社説に比良木社所祭當所地主神也と有るが如く、其社地に就ては地主神と申す別に在り、餘社の事も此に准らへて知るべし、此は神社にも限らず、寺院にても官舍にても何にても各其地主神と申するを、其を統領給ふ神に渡らせ給ふが故に大地主神とは申し奉れるなり、筑後國神名帳に山門郡天下地主神と申す御名の有るも、全此神の天下の地主神を混齊しく爲て御在し坐す義なるをも明らか可くなむ有りける、（傍右の皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神^トと有るは、此地官神を祭らせ給ふ御事を申し、我親治^ミ大地官^トと宣へるは、件の八十魂神を制馴させ給はむとなり、然るを此大地官を大己貴神の幽事治しめす其下風に立ち給ふ幽宮を云へるなりなど心得るは、甚じき強説なりけるぞかし、通證に八十魂神を指^ミ萬民^ト而言と云へるは、文義を照應せて見られざりし故に粗き説ながら、大地官を所謂國魂之義也、小侍從歌、八島守國津御神爾祈來互、千歲波君我心奈利介利、國津御神即地祇謂^ニ大己貴命^ト也と注されしは然すがに谷川大人なりけり）、傍此大地主神をば大土主神と訓み奉る可き證、已

に右に注せるが如し、此に就て又思へらくは、傳二十四に已にも注せるが、右に挙げたる古事記大年神の御子大土神亦名土之御祖神と出でたるは、此大地主神と御力を合せ御在し坐す神なる可からむ事、此神の御社を皇太神宮儀式帳管度會郡四十社の中に、大土神社一處、稱^ニ國生神兒大國玉命、次水佐々良比賣命、佐々良比古命、形石坐、倭姫内親王定祝と有る、此を神名式には大土御祖神社と有り、傍其國生神は、此にては素戔鳴尊に當りて大國玉命の御父に御在し坐す由なり、若て此に女神を先に舉ぐる事は全く大國玉神と佐々良比賣命とを祀れるにて、却りて水佐々良比古命は從祀^{アヒド}と成り給へるなる可し、伊勢風土記天日別命の覓國の事を書せるに、爰大國玉神資^ニ彌豆佐々良比賣命^ト參來と有りて、水佐々良比古命の御事を云はざるは、此即素戔鳴大神に御在し坐して、其時に出會給へる神にては御在し坐さざればなり、然して此佐々良比賣命は傳記に與^ニ素戔鳴尊^ト合^レ力座給也と云ひ、大祓詞に根國底之國爾坐速佐須良比咩^止云神と有り、尾崎神社記に土藏靈貴^ト出でたれば、根國に御在し坐しつゝも顯國を持たせ給ふ謂なる可く思ゆれば、其大土御祖神と申すは決く此神なるにて、大國玉神の大地主神と坐すにも御力を副へ給ふ可き由有りて此に並び給へると所思しければ、若ては古事記に已く大國御魂神を大年神の御子と誤れるに等しく、此大土神亦名土之御祖神と有るも、誤れる傳なるにこそ有りつらめ、此大地主神と申すは、地下根底迄を係けて其主宰に渡らせ給へれば、大土御祖神も地下根底より此大地の全を相與共に有せた御在し坐すべき御事申すも更なれば、甚甚妙に奇しき理にて有らむ者ぞかし、（傍、此地主神の地主と云ふ字は、裁判至要抄、荒地經^ニ宮司^ニ可^ニ請開^ト事條に引ける弘仁十年十一日五日格に、以^ニ開墾之人^ト永^ニ爲^ニ地主^トと有るも此に似著てぞ思ゆる、傍、此地主の訓を古語拾遺に大國主の神の

如く訓み、又一本に大處主神の如く訓みたれども當らず、又平田翁史には地主を登許奴斯と訓みたり、然れども私記に大地官を於保津知津加左と云ふ明文有る上は取るべきに非ず、其は臨時祭式に鎮^ミ土公^ニ祭、御川水祭、鎮^ミ新宮地祭と云ふ有りて、其土公は地主神を鎮祭らせ給ふ御政なるに、倭姫命世記に、興玉神無^ミ寶殿^ニ云々、是土公氏遠祖神五十鈴原地主神也と書せる此興玉神は、地主神に御在し坐すに依りて此を齋祀る氏人を宇治土公と云へるも、地主神を土公神^(ツチギミノカミ)とも申せねばなり、然る時は愈以て大地主神は大土主神の如く唱奉る可き事灼然^{コソ}。○大國魂神の大地官を治め御在し坐して國土を守護り御在し坐す亦名を生島神足島神とも生國神足國神とも申し、又は生國魂神咲國魂神とも或は生國玉比古神とも稱奉る御事なり、其は上に注せるが如く、古語拾遺神武天皇段、爰仰^ミ從皇天二祖之詔^ニ建^ミ樹神籬^ニと有る中に、生島を是大八洲之靈、今生島巫所^レ奉^レ齋也と有る是なり、是大八洲之靈と注せるは大倭神社注進狀に、在^ミ大倭豐秋津國^ニ守^ミ國家^ニ、因以號^ミ曰倭大國魂神、亦曰^ミ大地主神^ニと有ると同じ意味なり、又神名式に謂ゆる攝津國東生郡生國魂（一本作^ミ生國咲國魂）神社二座（並名神大、月次相管新嘗）は朝野群載に所見たる生島高神之地に御在し坐すなるに因りて、此は生島足島神にて渡らせ給ふ御事著^クを、西宮記に今曰^ミ生玉^ニと所見たれば、當昔にも已に今^ニ唱の如く生國魂神を略^ミきて生玉神とも申せるなりけり、又傳二十五、並に下に注するが如く、越中國射水郡氣多神社を、一宮記に大己貴命と書せるは然る言なるに、頭注に社記云天活玉命と有るは殊に床しき傳なるを、此は天神本紀供奉三十二神の中なる天活玉命と事の混れたりし者なるにて、天字衍なり、生玉命と云ふ事にて、生國魂命と申す御名の略かりたるにて此大國魂神の御事なる可き事申すも更なり、（但大己貴命と申すにも其荒魂

大國魂神との違は有りと云へども、同神の御上なれば然て有りぬ可きなり、又式なる能登國羽咋郡氣多神社名神大を一宮記には大己貴命と有るを、考信閣一本には天活玉命と書し、元享釋書便蒙には、祭神有^ミ二說、或曰大己貴命、或天活目命と云へる、目は玉の誤にて、此にても天活玉命と云ふ說の有りつるを合せて考ふ可き者なり、又紀伊國名草郡志磨神社名神大は、傳十三卷、二十六卷に注せるが如く、祭神中津島姫命に渡らせ給へれば、其相殿には大國主神こそ御在し坐すべきに、生國魂神なる由名勝圖會に云へり、此は其本體と荒魂との別なれば、彼供奉三十二神の中に天活玉命新田部直等祖と有るが如き大なる相違には非ず、然れば右の天活玉命の天は衍にて、本より其とは別なりかし）堵神名式宮中所^レ祭神三十六座の中に生島巫祭神二座（並大、月次新嘗）生島神足島神と所見たる是其宗社に御在し坐すめり、此御神の御事はしも、右に引けるが如く古語拾遺の文に據るに、神武天皇即位の初年に當りて畝火樞原宮に於て初めて天津神籬を建樹て齋ひ奉らせ給へるが如し、然るに文に爰仰^ミ從皇天^ニ一祖之詔^ニと所見たれば、其は、皇祖天神の大御命を直に受賜はり奉らせ給へる天孫の、此顯國に天降り御在し坐しける始より、天神地祇の大御祭をば御言の任に取行はせ給ひ來れる高千穗宮の舊儀を此に移して、此大御政の初に先づ此御事より起立させ御在し坐しけるなりけり、然るは其祈年月次祭等祭詞に、高天原^ニ神留坐皇陸神漏伎命神漏彌命以、天社國社^ミ稱辭竟奉と有る此御世に至りて初めて興起させ給へりと云ふ義には非ずなむ有りける、堵上に大倭神社注進狀を引て注せるが、即崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内、然畏^ミ其神勢、共住不^レ安、故以^ミ天照太神^ニ

託^ニ豊鍬入姫命^一（中略）亦以^ニ日本大國魂神^一託^ニ渟名城入姫命^一令^レ祭[、]（下略）と所見たる、天照太神と申すは謂ゆる八咫鏡草薙劍に坐す大御靈の御事に御在し坐しけるを、古語拾遺に至于磯城瑞垣朝、漸畏^ニ神威、同殿不安、故更令^ニ齋部氏率^ニ石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏^一、更鑄^レ鏡造^レ劍以^爲護身御璽、是今踐祚之日所^レ獻神璽鏡劍也、と有りを模造りて在りし時の如く持齋かせ御在し坐しけるなり、此御時已に傳十九に注せるが如し、然して此大國魂神の御靈寶は注進狀に以^ニ八尺瓊^一爲^ニ神體^一奉^レ齋焉と有りて、此は天孫降臨章第二一書に即躬披^ニ瑞之八坂瓊^一而長隱者矣と所見たる此御物なるを、彼經津主武甕槌二神をして天上に獻らせ給ひけるに、天璽に副へて天孫に授け奉らせ給へるを、此も天皇の同大殿の内に持齋奉らせ給へる御物なるが、其を渟名城入姫命に託て出し奉らせ給ふに就ては、宮中に其御模造を留められて、別に御巫を以て傳き奉らせ給へるにて、此即生島神を被^レ祭る起り生島巫の始なる可き事、右の天照太神の御に准らへ知るべき者なり、偒此に生島神足島神と稱別させ給へれ共、其大國魂神一神の御事にて渡らせ給へる事、大倭神社注進狀に大國魂神亦曰^ニ大地主神^一と有りて、此も一座とは爲られしかども、二靈を並べ祀らるゝ趣なるは然る物にて、右に注せるが如く、淡路國三原郡大和大國魂神社（名神大）も其祭る所二座にして、阿波國美馬郡倭大國主神大國敷神社二座と事の同じき狀なるを併せて、此を並祀るに所由有る事を知るべきなり、（先には生島神足島神と稱奉らせ給へる一柱は、右の如く大國魂神にて御在し坐し、一柱は八千戈神にこそ御在し坐すらめと思ひしかども猶非ざりけり、此は古語拾遺に是大八洲之靈と有りて、其大國魂神と申す御靈を祀らせ給へるのみな

りければ、八千戈神には且ても係らざる御事なりけり、此は其大國魂と申す大を換へて生國魂神足國魂神と申せるを生國神足國神とも申し、又生島神足島神とは稱奉れるなりけり、其生島神祈年月次祭詞に云はく、生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國^登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉、故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と所見たる、此事は已に祝詞講義に注せるを、事實を此に令^レ知む爲に少か其中より抄出て示さば、生國足國^登御名者白氏は、其正身は大國魂神と奉る一神にて渡らせ給へれども、如此稱別奉る所以を始に此に先づ述ぶる由なり、偒生島神又は生國神と申し、足島神又は足國神と稱奉る生は此國土の^{イキモト}生活にて有る由なり、足は此國土の具足^{タクト}へる謂なるにて、此は大國魂神の大地官を治めて國土に恩賴を幸へ給へる御功用を稱奉れるなり、故其生國と云ふは古事記に、於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修^ニ理^一固^一成是多陀用幣流之國^一賜^ニ天沼矛^一而言依也、と所見たる多陀用幣流之國と云ふと一事にて、此に多陀用幣流と云ふは誰も知れる如く、國土の未出來定^{マラガリ}以前の事なれども、其出來定まれる上にも猶多陀用幣流之國なるが故に、其の二柱御祖神に繼に素戔鳴大神御在し坐して、國引坐神とも建邦之神とも申し奉る御功業を成し給ひ、又其大神より依され奉り給ひて大國主神は御在し坐すに、殊に國土經營の御事に於ては、其荒魂大國魂神ぞ擢て其御功用を輔相奉らせ給ひ、大造の績を建てさせ御在し坐しけるは、實に其多陀用幣流之國^{イカ}を生活して足國と成させ御在し坐すにて、天地と共に終る事無く盡る事無き大なる御成業にて渡らせ御在し坐すなり、下に狹國は廣久峻國者平久^一と云ふ事の有るに照し見てば、大に得る所有りなむ者なるぞかし、又生國魂

神とも申奉れば、足國魂神と申し奉る其對の御名必御在し坐すべき御事なるに、下に注せるが如く、咲國魂神と申し奉る事は、唉は幸にて、其大地官を治めて生活せ給へる國を眞福く令^レ在給へる由なる事、申すも更なりかし、（然れば此は常に生日乃足日又は生玉足玉など云ふ生足と同じきながら、此國土の大なる物に死活の理有るを知るべき證文にて、右の多陀用幣流之國は其漂蕩ふ任に措く時は死物なり、修理固成は即生し足はす事なる由、已に傳五卷に委しく注せるが如し、萬葉十六卷に、鯨魚取、海哉死爲流、山哉死爲流、死者許曾、海者潮干而、山者枯爲禮、と云へるは、戯歌ながら此意味無きにしも非す）皇神號數坐は上に注せるが如く、此神の大地の皆を盡に統領御在し坐して恩賴を遍く敷布こらし御在し坐す謂にて、亦名を大國敷神とも稱奉る所以此に在る御事なり、島能八十島者は鎮火祭詞に國能八十國島能八十島と有る其一を略けるながら、意は同じ事にて、皇大御國を始として四夷八蠻をも併せ云ふ古名なるなり、然れば倭大國魂神と申し大八洲之靈とは申せども、云ふ意は全體の大地に係れるを、世の始に猶此大八洲國のみ先立て國形の成整へりしかば、此皇大御國の號を以て稱奉れるにこそ有りけれ、往々大地萬國を開き給へるも此神にて渡らせ給へるが故に、注進狀に因以號曰^ニ倭大國魂神、亦曰^ニ大地主神^ト有りて、其文法に大に用意有る事をなむ知るべかりける、谷饗能狹度極は次なる峻國者平久に應きて、此は萬葉五(七丁)に、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美、六(二十五丁)に山彦乃、將應極、谷潛乃、狹度極、なども有りて、山谷の限り至らぬ限無く造り平して、平坦なる地の多く成行くを云ふなり、鹽沫乃留限制は次なる狹國者廣久と云ふに亘りて、此八洲起元章に、處々小島皆是潮沫凝成者矣と見えたる其事にて、潮沫の凝留りて國土の廣り成行を云ふなり、

右等は何れも此皇大御國の上のみには非ずして、大地萬國に悉くに係る事共にて、狹國を廣くし峻國を平けく作固めさせ給ふ、此即國土を生活し足成し眞福く持ち御在し坐す謂にて、生島足島神と稱奉る所以なるを思ふ可くなむ有りける、（此事已に傳四卷に委く注せるを見る可し、右の鹽沫乃留限制と云ふを、唯に大地は海を以て環らす物なるが故に然云ふなりと云ふめる説などは、右等の文意を深くも味はふ事能はざる者にして、淺々と云はむも中々なり、堵此鹽沫能留限と云ふ由は右に注せるが如くなるが、此に就ても海神と御力を合せ給ふらむと所思ゆる由有り、其は下に云へる狀に此倭大國魂神は申すも更なり、生島足島神をも其海神の御子孫をして令^レ祭給ふには、必深き致有りぬ可き御事なりかし、）島乃八十島墜事無久皇神等寄奉故は、上に皇神乃敷坐島乃八十島者と有るを承けたるにて、皇神の敷坐せる島の八十島を皇御孫尊に寄せ奉らせ給ふ由なり、故古の御世々には、天皇乃御世繼の始には必八十島祭と云ふ事をなむ物爲させ御在し坐しける、臨時祭式に、八十島神祭（中宮准^之）云々、東宮八十島祭、（中略）住吉神四座、大依羅神四座、海神二座、垂水神二座、住道神二座、（中略）右八十島祭、御巫生島巫并史一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏屬一人、舍人二人、赴^ニ難波湖^ノ祭^之と所見たる、此は生島足島神を難波湖に於て令^レ祭給へるに、住吉以下五社の神等も共に預り給へるなり、上件は何れも海神の支族に御在し坐すに、此八十島祭に共に預り給へると下に云るが如く、此大國魂神を大和宿禰は更なり、安曇八太等をして令^レ祭給へるは已に傳八、廿一にも注せるが如く、御父素戔鳴大神の荒魂は海神に御在し坐せる、其神と此大國主神の荒魂大國魂神と殊に親しませ給へるには、必少縁なるまじき所以の有りけるにこそ、堵其難波湖と云ふは袖中抄に、代初に八十島の使と云ふ事、

或物云、「風土記云堀江の東に澤有り、廣さ三四町許、名をば八十頭島と云ふ」（下略）と見えたれば、謂ゆる生國魂神社の舊地なりし今の大坂城よりは東に、古大和川とて流れたる其即難波堀江なりければ其地を云ふなり、若て次に引ける西宮記に三日潔齋之「今日ニ生玉」と所見たれば、京より下り著きて先づ其難波坐生國魂神社にて潔齋して、然後に其祭には赴く事と見ゆ、又其袖中抄に、「代初にぞ八十島の使とて内の御女の殿等八十島巡と云ふ事は侍れ、其も島々にて祓す可きを、住吉の濱の此方にて西海に向ひて諸の島々の神を祭ると云へり」と有りて、後には難波湖ならぬ海濱にて被レ祭し事と所見たり、傍此祭の故實はしも、御代の初に生島巫を遣はして難波大社に向はしめ、此に三日潔齋して、其湖中に在らゆる八十島を以て天下に在りと有る國の八十國島の八十島に象りて、その國々島々に坐す謂ゆる大地官と御在し坐す其國魂神を令レ祭て、其皇神等の敷坐す國と皇御孫尊に寄せ奉らせ給へるを受奉らせ給ふ儀式なる事、右に引ける祝詞の文に合せ考へて曉る可し、この事委しくは其講義に注せねば就て見るべきなり、攝津志に、生島祠在三河邊郡栗山村、相傳、此地嘗爲ニ生島神祭田、故有ニ此祠、と所見たるは、其神封の地なりしなりけり、神階は清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ神祇官無位生島神足島神並從四位上、同二年二月十一日丁酉、授ニ神祇官從四位上生島神足島神並正四位下と所見たり、（又臨時祭式に、凡御巫御門巫生島巫各一人、其中宮東宮唯有ニ御巫各一人、取ニ庶女堪レ事充レ之、但考選准ニ敬事官人と有りて、其生島神足島神に巫女各一人を附け置かれ、中宮東宮よりは二神を相兼ねて各一人宛に奉らせ給へるにて、甚止事無き御會釋なる物から、古に此大國魂神を大殿の内にて齋奉らせ給へりし甚じき御狀には似ても非ぬだに鬱悒しきを、終には八十島祭の事も止み。

其神社の絶え果させ給へるぞ甚も々々可畏き御事なりける、此大神の寄奉らせ給へる海表の諸部は古には御奴國なりしを、後には等同の御持成しと成り、今は外蕃諸夷に頸根突く許に御國體の衰へさせ給へるに就ても、思合せらるゝ事の無きには非ずなむ有りける、傳廿四卷園韓神の下をも見合す可し）又神名式に、攝津國東生郡難波坐生國魂神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗）と有るを、一本又釋述義に引けるにも生國咲國魂神社と有り、此由次に云ふべし、名神祭式にも難波生國魂神社二座と載せられたるを、其相嘗祭文祈雨神祭式には難波大社二座と有る、此を以て古に甚く隆え坐し、御事を想像り奉る可し、孝德天皇前紀輕ニ神道の本註に、割ニ生國魂社樹之類是也と有れば、古くより咲國魂神の御名を略きて申習はし、なりけり、傍此の祭神を神社本記に大國玉命と有るは然る事にて、上にも注せるが如く、生島足島神と同じ大國魂神を稱別奉れる御名に渡らせ給へれば、生國魂神と申し奉る對には必足國魂神と申し奉る御名も必御在し坐しつらむを、傳はらぬにこそは有りけめ、故其咲國魂神と申し奉る對には必足國魂神の一名なるにて生と咲と對へる例は、古事記神名に活玉前比賣神と申すも見え、又生井福井神と稱奉る御名も御在し坐せば、咲國魂神と申し奉る御名なむ必御在し坐すべき御事なりかし、傍此咲は福又榮の義なるにて、萬葉五（三十丁）に、皇神能伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、十三（十丁）に、葦原、水穂國者、神在隨、事舉不爲國、雖然、辭舉叙吾爲、言幸、真福座跡、恙無、福座者、（下略）と有りて、反歌にも、志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙、真福在與久と有るは、何れも言靈の事に就て云ふなるが、國の事にも係けて福かる由に云取れるなり、又七（四丁）に、輶懸流、伴雄廣伎、大伴爾、國將榮常、月者照良思、十八（二十一丁）に、御食國波、左可延牟物能等、と有るなど國に榮ゆと云へ

る是なり、斯る時は生國に對へて咲國と申さむ事は、實に有將欲き稱名になむ御在し坐しける、（又其榮ゆるは物の足具ふ義なれば實に克合へり、然れば咲國魂を幸國魂に作りて見れば甚克知らるゝ事なりかし、但右の生國魂神の對には、足國魂神と申す御名必ず御在し坐すべからむを、今傳はらぬは惜き事なるにこそ、下に注せるが如く、此も大和坐大國魂神社と同じく大倭氏の仕奉れるには非じか、姓氏錄攝津國神別地祇に、大和連、神知津彦命十一世孫御物足尼之後也と有るを思合す可し、又凡海連、阿疊犬養連、物忌直など有るは、共に海神より出でたる氏なり、右に引ける臨時式八十島祭條の住吉海神垂水等の三社は海神等に坐し、大依羅は月神に坐す事傳八卷に、住道は妻斐鳴尊なる由傳廿一卷に云へり、此に見合す可き事共なり）神階の御事は清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ攝津國從五位上勳八等難波生國魂神從四位下_一と有りて、右に引ける神祇官の生島足島神と同階にて御在し坐すは、其同神と坐せばなる可し、大同類聚方廿二卷に、高津藥、津國難波坐生國魂神社爾傳留方、元者少彥名命之方也、と有るを見れば、式外にて少彥名命も此に御在し坐すべし、偒此地はしも古に生島高神之地と云ひて、高津と云ふも此より出でたる由なるが上に、此天孫降臨章に、顯國玉之女子下照姫（亦名高姬、亦名稚國玉）と有るを、萬葉三（二十ニ丁）に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳、と有りて其時の古跡と思しき地なりければ、仁德天皇の此に大宮所定めさせ御在し坐しける以前より、其八十島祭はしも此湖にて被_レ行來りけるを、其遷都の度毎に持移らせ給ふ御定にて、此大宮にも本より生島足島神社を此に祭らせ給ひつらむ、其後の遷都にも其二神をば外に共に移し奉られしかども、件の八十島祭はしも此にて被_レ行るゝ地なりければ、即御社は此に定まらせ給へるなりけり、

其神祇官なると別社ならぬ證は、右に引ける臨時祭式八十島祭條に先づ此神社をこそは最初に擧げらる可きに、住吉大依羅海神垂水住道等の五社を載せられたるのみなるは、彼生島足島神と此生國咲國魂神とは別神にては御在し坐らず、共々に其八十島祭には主と預らせ給ふ御神にて渡らせ給へればなりけり、西宮記に應和四年八月廿一日、遣_ニ天文博士保憲藏人輔成等於難波湖、被_レ修_ニ海若革命、年可_レ被_レ行_ニ祭也云々、三日潔_ニ齋之、今日_ニ生玉と有りて、其八十島祭の潔齋を當社にて物爲て然後に其祭に就くを以ても著明き事なりかし、偒此海若革命と云ふ事に就て思寄れらくは、生玉社神名帳山陽道部に垂水大明神と云ふ事有り、右の垂水は神名式に播磨國明石郡海神社三座（並名神大、月次新嘗）と有る是なり、餘の二神式に見えず、此三座の中一座は海神にて、生島足島神を併せ祀れる者なる可し、然る時は八十島祭に就ても愈以て由有るなり、偒其生玉の社地昔大坂城の内郭に在りけるを、今の地に移し奉りてより其所を生玉と云へれども、其は僅に二百餘年の事なり、生玉社家記に、嘗云、明應年中、本願寺僧來_ニ此所_ニ而創_ニ寺院、以_ニ神地_ニ接_ニ境內_ニ矣、依_レ斯神惡_ニ不潔、罰_ニ彼僧_ニ也、于時懷_ニ神殿造替之宿禱_ニ而、令_ニ神主藤原吉勝告_ニ願辭_ニ也、數日後起_ニ寢床、遂奉_ニ遷_ニ替神殿、其後信長兵燹之日、殿閣悉爲_ニ灰燼、縕以_ニ神壇遷_ニ別處、慶長年中、秀吉築_ニ城郭_ニ之序、遷_ニ今神地_ニ云々と云へり、（又當郡に比賣許曾神社名神大、月次新嘗は御井神を本として祀れる事、上に注し、阿遲速雄神社、和名抄鄉名に味原と有るは、傳二十八卷に注せるが如く、風土記に此神の御在し坐しけるに依りて元は味鉢山と云ひけるを後に然云へる由見え、又西成郡坐摩神社大、月次新嘗は御井神を本として祀れる事、上に注せるが如くにて、神代より以降甚止事無き所以の御在し坐して鎮り給へる神等にて渡らせ給へるなりけり、又東生の

郡名は、賀茂翁說に生は伊見と訓むべくして此神に因れるなる由に云はれたは然る事なる物から、仁德天皇御世に此地に都敷給へりしより始めて、生島神を宮中にて祭らせ給へる者と思はれしは、此神は大國魂神を稱別られたりし事を思ひ漏らされたる者なりけり。又神名式に、和泉國大島郡生國神社(鍬轍)此も右の生島足島神に同じき事、祝詞に生國足國^ミ御名者白氏と有るにて灼然し、同郡開口神社御在し坐すを、住吉舊記に、開口大明神者、伊弉諾尊御子事勝國勝長狹也、後合祭生玉明神牛頭天皇、爲^ニ住吉之外宮、故朝廷二十年一度毎^レ造替住吉社、當社亦造替、元開口村水戸村原村之間也、故俗號^ニ三村大明神^ト有りて、此に其生玉明神を合せ祭るは、其住吉神の御在し坐す攝津國の方の國魂神に御在し坐すを以てなる可し、又尾張國本國神名帳に羽栗郡從三位生島天神と申すも御在し坐せり、神名式に、信濃國小縣郡生島足島神社二座(名神大)此御社の御事更に考ふ可き便宜無し、今強て思ふに、和名抄鄉名に小縣郡海部(安末無倍)有るを、姓氏錄(右京神別下地祇)に、凡海連、海神綿積命男穗高見命之後也、と見え、其に合せて神名式に安曇郡穗高神社(名神大)坐せれば、若くは此氏人の齋祀れるには非じか、然るは上に注せるが如く、淡路國三原郡大和大國魂神社(名神大)今八太村と云ふに立たせ給へるは、和名抄鄉名に謂ゆる幡多(波多)是なり、同錄に八太造、和多罪豐玉彦命兒布留多麻命之後也、と有りて其出自右に同じきを、其並に倭八太神知津彦命也と見えて、出自は異にして同じ八太なり、又阿波國美馬郡倭大國玉神大國敷神神社二座御在し坐せるに、名方郡和多都美豐玉比賣神社坐し、又三代格に阿波國安曇郡と云ふも有りて由有りげなる事なるに、彼崇神天皇七年御紀に、以^ニ市磯長尾市^ニ爲^ニ祭ニ倭大國魂神^ト之主^ト有る其人を、垂仁天皇二十五年御宿の細書には大倭直祖長尾市と所見たる

を、姓氏錄(大和國神別地祇)に、大和宿禰出^ニ自神知津彦命^ト(下略)と有り、此は神武天皇御紀に謂ゆる椎根彦神命の事にして、海神の外曾孫なり、皇孫本紀に鷦鷯草薺不合尊の御名を擧げて次武位起命(大和國造等祖)と見え、國造本紀に、吾是皇祖彦火火出見尊孫椎根津彦と名乗申せる事有れば受張たる天孫なるに、姓氏錄に海神の裔と共に地祇部に被收たるを以て思ふに、此は故有りて海神の方に屬て古より天孫には被^レ收ざりし故に、海神の子孫の列に相加はりけむから、其氏族の殊に親しくこそは有りけめ、然る故に大和宿禰の齋奉る神に其海神の裔にても仕奉れりけむ、其生國魂神社の立たせ給へる難波に安曇の地有り、又姓氏錄(攝津國地祇)に大和連、凡海連、阿曇大養連等の有るをも思ひ合す可く、又淡路國大和大國魂神社に八太造、倭八太共に由有り、阿波國倭大國玉神大國敷神社に就ても、清和天皇實錄貞觀六年に、阿波國名方郡人海直豐宗、賜^ニ姓大和連^トと見え、又名方郡人安栗麻呂と云ふ人名の所見たるをも證と爲べし、此等の例を以て推す時は、信濃國の生島足島神社も必其安曇氏などの仕奉れる社なりけむも亦知るべからざるなり、後人猶能く定めてよかし、又神名式に能登國能登郡能登生國玉比古神社、大同類聚方に、能登藥、能登生國玉比古之家傳方と有る古の下に神社祝などの字脱たる可し、和名抄鄉名に能登郡神戸と有るや此神社の神戸なる可からむ、此にも羽咋郡奈豆美比咩神社、今阿津見村と云ふ坐すは、例の安曇と云ふ事なる可ければ、上件に云へる事共に合へり、諸生國神とも生國魂神とも申せるに、如此生國玉比古神とも稱奉れるは殊に委しき者にして、此に能登の國名を冠て申せるは、此國を造らせ御在し坐しける時の國魂を祭祀られけむ事、上に注せる某大國魂神の例を合せ考ふ可き者なり、猶傳廿八に考合す可し、(諸此國の事は傳二十五卷にも注せるが如く、上古は一に

島國にて有りしを、氣多大神初めて一國と成し給へる由なるに、上に引ける一本一宮記に天活玉命と書し、越中國射水郡氣多神社を社説に天活玉命と云へるは、共に生國玉命を誤れる由、已に注せるが如し、脩其名勝志と云へる物に「氣多神社、本殿は大穴持命、奥殿は素戔鳴尊稻田姫命なり、頂社は大穴持命、石像なり、神代より鎮坐せり、又満汐珠有り、奇瑞有る靈顆なり、大祭は二月初午に能登生國玉比古神社へ神幸有りて歸らせ給ふ云々」と云へり、然る時は氣多は其主神にて渡らせ給ひ、此は其荒魂にて御在し坐すを以て、其大祭には必神幸成らせ給ふ御事と見えた大國魂神にて渡らせ給へる御事を曉り明らむ可くなむ。○兵主神と申すは八千戈神の亦名にて渡らせ給へる由、已に此等の事共を考へ合せて、上件生島神足島神生國神足國神又は生國魂神咲國魂神又此生國玉比古神と申せる共に大國魂神にて渡らせ給へる御事を曉り明らむ可くなむ。○兵主神と申すは八千戈神の亦名にて渡らせ給へる由、已に上に且々に書せるを、猶委しく明らか奉らむには、先づ兵主は都波母能奴斯と訓みて、謂ゆる御父大神より事依し授け奉らせ給へる生大刀生弓矢を以て彼八十神を退治させ給ひ、又大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者、大己貴命以ニ廣矛爲杖、令レ撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命號曰ニ八千戈神」と有るは、此一書に、大己貴神、(中略)乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至ニ及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫レ不ニ和順、遂因言、今理ニ此國、唯吾一身而已、と御言舉爲させ給へるが如く、兵器を執らして荒振神を摧伏せ給へる、是即大國主神と御在し坐す所以是なれば、兵主神と稱奉れる即此天下を主領き御在し坐せる謂なりけり、其注進狀に、此矛亦上古在ニ天皇大殿之内、其藏齋爲ニ八千戈神之神體」と有るは、彼倭大國魂神の瑞之八坂瓊と共に皇宮に御在し坐しける古傳なるが、猶上に已に注せるが如く、天璽と共に相並び御在し坐しけるなりけり、其は大倭本記に、天皇之初天降來之時、共副護齋鏡三面

子鈴一合也、と有る、一鏡は天懸太神と申して伊勢神宮の御なり、一は國懸太神と申して日前宮の御なり、一は御食津神と申して豐受宮の御なる由、傳十八に注し奉るが如し、脩其子鈴と申すは、同記に今卷向穴師社宮所レ坐拜祭大神也と有るは、即神名式に謂ゆる城上郡卷向坐若御魂神社(大、月次相嘗新嘗)と有る此御神の御事なり、然るに垂仁天皇二十五年御紀一云に、大倭大神の御事を定ニ神地於穴磯邑、祠ニ於大市長岡岬」と有り、然して注進狀に、所謂大市長岡岬、今狹井社地是也、と有れば、大倭大神は其穴磯の内なる狹井地に御在し坐しけむを、又式に同郡穴師坐兵主神社(名神大、月次相嘗新嘗)と出でたれば、本より八千戈神の御在し坐しけるとは別地にて有りしを、後に大和社には合せ祀られたりしなりけり、然れば此八千戈神と共に子鈴も右の崇神天皇六年に宮外に出ださせ給ひて一に御在し坐しける後にも、彼大和社の跡は狹井社なるが如く其舊地にも御靈を留め給へるにこそは有りけめ、今此兵主神社の中に若御魂神社を右に穴師大兵主神社を左に三社を合せ祀ると云へり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉レ授ニ大和國從五位下勳八等穴師兵主神從五位上」と所見たり、(此大兵主神社は素戔鳴尊にて渡らせ給ふべき事、傳二十六卷に云へり、兵主神社には穴師坐と有るを、此には穴師とのみ云へるは本より此地の神に御在し坐す謂なるにて、是神代よりの古址と見ゆ、大和志に昔在ニ穴師村東弓月嵩今遷在ニ穴師師神社左」と云へる是なり、穴師の地名は已貴ならむか、此兵主神社の事を神名帳考證に、兵主神者謂ニ素戔鳴尊也、諸神記以爲ニ八千矛神、未レ爲ニ至當、通考舊事紀曰、素戔鳴尊乞ニ食物於大御食都姫神矣云々、因レ之考ニ神名帳其證七也、大和國城上郡穴師坐兵主神社、上載ニ大神大物主神社、下載ニ卷向坐若御魂神社、大倭本記曰、御食津神今卷向穴師社所レ坐、據ニ舊事紀文、一山兩地、

祭_ニ素戔鳴尊與_ニ御食津神_一是_一、同稔代神社穴師大兵主神社稔代是食神也、是爾意同非_ニ八千矛神_一也、其二云々と云ひて以下共に證を擧げたれども、皆共に大に此所に委しからざる説なり、春日社記に若宮外院の兵主明神を八千矛神也とも云へり) 又和泉國和泉郡泉穴師神社二座兵主神社、此三社は右の大和國穴師社を遷し奉れるなる可し、其穴師神社を和泉志に、社家傳云、天忍穗耳尊榜幡千々姫命二座也、と有るは、四神出生章第二一書に生稚產靈、此神頭上生_ニ蠶與_ニ桑、臍中生_ニ五穀_一と有ると、玄蕃寮式に凡新羅客入朝者、給_ニ神酒、其釀酒料之稻云々、和泉國安那志一社云々、各三十束合二百四十束送_ニ住道社_一と所見たる、此事に依りて天忍穗耳尊と誤り、其に就て今一座を強て其后神に推當たるならめども、實には彼巻向坐若御魂神社を祀れる事、右の誤を正して知るべし、其一座は謂ゆる穴師坐兵主神社の御神なるにて、今一所別に兵主神社坐すは、同神を別地に祀るなり、此社の神階の御事は物に所見ざれども、其穴師神社は續後紀に、承和九年十月辛酉朔乙巳、奉_ニ授和泉國無位穴師神從五位下、三代實錄に、貞觀七年二月二十七日己卯、授_ニ和泉國從五位下泉穴師神從五位上、同六月庚戌朔、授_ニ和泉國從五位上泉穴師神正五位下、同十年二月二十一日乙酉、授_ニ和泉國正五位下穴師神從四位下_一と有り、姓氏錄(和泉國神別天孫)に、穴師神主天富貴命五世孫古佐麻豆知命之孫也と有る、此天富貴命は、古語拾遺に謂ゆる太玉命の孫なる天富命なる可き由、已に傳十七に注せり、古には神主にさへに斯る著姓を附け置ける許の御事なりければ、大和國なるに繼ては甚じく榮えさせ給へるなりけり、(或説に、「和名抄鄉名に和泉國和泉郡上泉加美都以都美下泉と有り、社號の泉は地名なる可し、泉之穴師と唱ふ可きなり」と云へるは然る事なり、但右に引ける共に唯に穴師神とのみ云へるを以て思ふに、大和國な

る穴師神の和泉國に御在し坐す由にて、泉と冠ふらせ申すにも有るべし、然れども右の泉郷上下二の中必御在し坐さむ事云ふも更なり、又神名式に、伊賀國阿拜郡穴石神社、一本石作_レ師、伊勢國多氣郡穴師神社、若狹國遠敷郡阿奈志神社、伴信友が若狹國官社私考に、志云、山王祠在_ニ奈胡村、社家説曰、天德二年戊創建、祭_ニ大己貴命_一云々と有り、是亦穴師兵主神は八千矛神に坐せる一證なり) 參河國賀茂郡兵主神社本國神名帳に、正五位下兵主天神坐_ニ賀茂郡_一と所見たり、姓氏錄(大和國神別地祇)に、賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也、大田田根子命孫大賀茂都美命(一名大賀茂足尼)奉_レ齋_ニ賀茂神社_一也と有る、此郡に由有る氏族なれば此氏人の祀れるなる可し、又近江國野洲郡兵主神社(名神大)諸神記に、建仁之度正一位神也、此神八千矛神云々と有るは決めて古傳なるにて、彼穴師坐兵主神社の古説に合へる由、上に注せるが如し、又神祇正宗には、大國玉命也、人皇三十代欽明帝御宇鎮座、祕説曰、天照太神也と云へる、大國玉命と云ふは然る事ながら、天照太神と申す事は、次に云へる因幡國佐味乃兵主神社をも民部省圖帳にも然所見たれども不審しき事なり、若くは上に引ける大倭神社注進狀に、彼廣矛の御事を此矛亦上古在_ニ天皇大殿之内_一と見えて、皇太神の御と共に御在し坐しつれば、其事より然誤り傳へたりし者にぞ有るべき、又和爾雅にも兵主大國玉命とも書し、神社啓蒙にも、兵主在_ニ近江國野洲郡_一所_レ祭大國玉命也と書して、按當社者、大己貴命之鎮座、勿論歟、祭祀之日以_ニ干戈弓箭、乘_ニ于七社神輿而從者、又表_ニ軍旅之威儀_一也と云へり、或書に祭神一座、今所_レ傳七座也、所謂表_ニ當宮七名歟と云へるも然る事にて、何れにしても素戔鳴尊にては御在し坐すまじく所見たり、三代實錄に、貞觀四年正月二十日己丑、授_ニ近江國從五位上勳八等兵主神正五位下、同七年六月十四日癸亥、授_ニ

近江國正五位下勳八等兵主神從四位上、同八年十二月二十六日丁酉、授_ニ近江國從四位上勳八等兵主神正四位下、同九年二月二十七日丁酉、授_ニ近江國正四位下勳八等兵主神正四位上、同十六年八月四日庚申、授_ニ近江國正四位上兵主神從三位_一と見ゆ、右の諸神記に建仁之度正一位神也と有るは、園大曆に據るに天下諸神增_ニ一階_一の事有るを以て計ふるに、天慶三年正三位、永保元年從二位、永治元年正二位、治承四年從一位、元暦二年正一位なれば、已に建仁以前の事なりけり、紀略に天延二年五月七日、近江國解曰、兵主三上神社、自_ニ去三月、打_ニ大鼓並鉦_一之音經_レ日不_レ絶、仍有_ニ御ト_一と有り、又伊香郡兵主神社赤見神社並出で給へり、和名抄鄉名に野洲郡明見（安加美在_ニ南北）と云ふ事も所見たれば、此兵主神社も右の野洲郡の別社などにこそ、（考證に近江國野洲郡兵主神社、今俗此兵主曰_ニ閑曾村天王社、世以_ニ素戔鳴尊_一稱_ニ牛頭天王、土民所_レ傳可_ニ亦證_ニ焉、是三、同伊香郡兵主神社赤見神社、赤見與_ニ若御_一言通、是四と云へれども、閑曾村天王は栗太郡に在りて式外なり、神社啓蒙に、大寶社祭神一座素戔鳴尊疫神也、大寶年中降見之神、故稱_ニ大寶天王、其影向之老杉子_レ今存と有りて、兵主神社と其由來同じからず、又赤見と若御と通ふと云ふも聞えぬ説なり、此神は稚產靈神と申す、武須毘の言こそは主なりけれ、若御の言を以て如何は其同神と云はる可き）又丹波國水上郡兵主神社、今黒井村兵主大明神と申して專醫藥の事に御靈を幸へ給ふ神に御在し坐して、世に名高き御社にて渡らせ給へるも、大己貴神御同體の八千戈神に坐すが故なり、又但馬國朝來郡兵主神社坐す名有り、又式に帖部神社など必故有るなる可き事、上出雲神社の所に考へ合す可し、又但馬國朝來郡兵主神社坐すに、朝來石部神社刀我石部神社有るは、姓氏錄（左京神別下地祇）大物主命男久斯比賀多命之後也と所見たるに思ひ

合す可く、又養父郡兵主神社、續風土記に在_ニ殘倉村、云_ニ兵主大明神_一と云へり、更杵村大兵主神社、大同類聚方に、志口藥、又養父藥、但馬國養父郡更科村大兵主神社兄主蘋劑麻呂傳方と有るにても、大己貴神にて似著しき事なり、但更杵更科何れが是なるにや、又出石郡大生部兵主神社、皇極天皇御紀に大生部多、續紀に大生部直三穗麿と云ふ人名出でたり、氣多郡久刀村兵主神社、今在_ニ高田郷久斗村、稱_ニ鳴瀧大明神_一と云へり、又城崎郡兵主神社、兵主神社二座と有りて當國に御在し坐す所凡て八社なるは、當昔八千戈神と聞えし時の御迹などに由れるなめり、且此國に大己貴神の故事有りて、其は傳廿二に云へば、合せ讀みて考ふ可を事共なり、又因幡國亘濃郡佐味乃兵主神社、民部省圖帳に、佐彌乃兵主大神宮、神貢九十八束有餘、天仁二年己丑二月、鳥羽新帝宸望奉_ニ神貢、神靈天照太神也と有り、然れども天照太神の御事は、上に近江國兵主神社の所に註せるが如く、混れたる傳説なめり、此は鳥羽天皇御世より其八千戈神の相殿神と被_レ祭たりとも見むも可からむか、又同郡許野乃兵主神社と云ふも見ゆ、此二社の御事傳廿八に云ふべし、又播磨國飫磨郡射楯兵主神社二社、此御社の御事は傳廿五及上に引ける假字風土記と云ふ物に大己貴命五十猛命と云へり、委しくは傳廿八に云ふべし、然る時は其多可郡兵主神社は大己貴神に渡らせ給ふ可き事、申すも更なり、古風土記に飫磨郡安師里（土中中）右稱_ニ安師_一者倭穴无神々戶託仕故號_ニ穴師_一と云ふ事も見ゆ、又壹岐島壹岐郡兵主神社（名神大）は壹陽略志と云ふ物に、「在_ニ河北村正一位兵主神社と云ふ、祭神大己貴命」と有り、右の如く諸國に兵主神社とて立たせ御在し坐すは何れも大己貴神の方なるにて、素戔鳴尊と申すは一所だに御在し坐さざるを以て、上件に云へる八千戈神にて渡らせ給へる御事を曉る可き者なりかし、（上に引ける考證に、但馬國養

父郡盈岡神社、更杵村大兵主神社、按盈瑞也、岡若也、隱岐國水若酢命神社、以上二國祭祀意同ニ大和國、是五、播磨國飭磨郡射楯兵主神社二座、今廣峰社在ニ飭磨郡、是乎、相傳、山城國祇園社、元自ニ廣峰一所ニ移來也、射楯素戔鳴尊帥ニ子五十猛神、到ニ於新羅國、五十猛與ニ射楯、言相涉、出雲國韓國伊太氏神社、是六、壹岐島壹岐郡住吉神社兵主神社、舊事記云、素戔鳴尊所ニ知海原矣、詔寄給矣、因ニ此言以素戔鳴尊配ニ享海童神、則兵主神者素戔鳴尊也明矣、是七と有れども、盈岡と水若と言同じからず、又廣峰と射楯兵主神社とは別なる事、傳廿一卷に注せるが如く、又住吉神社と兵主神社とは更に何の由も無き事なれば、其七證共に皆僻見なり。○八重垣大樹神と申す此御名大國家譜に出でたる事、傳廿一に云へるが如し、諸其八重垣は此正書に素戔鳴大神の御事を書せるに、然後行菟ニ將レ婚之處、遂到ニ出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於ニ彼處建レ宮と有る、其時の事を古事記に、茲大神初作ニ須賀宮之時自ニ其地ニ雲立騰、爾作ニ御歌、其歌曰、夜久毛多都、八雲立出雲八重垣伊豆毛夜幣賀岐、妻隱其八重垣都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁と有りて、其大神の須賀宮を此大己貴神の宮と爲て、右の二神をして御母子諸共に傳き聞えさせ給へり、詞林採要抄に、「昔簸河上手摩乳脚摩乳夫婦神女稻田姬佐草女社と申す所に祝奉る、社なども無く八重垣とて引離々々有レ之佐草女明神と申すなり、大社の御歌とて、日も暮れぬ佐草女の刀自早く出よ、心の暗に我迷ふなり」佐草女の刀自とは稻田姫とかや、子細可レ尋レ之、又後撰集歌に、「今來むと云ひし許を命にて、待に消ぬ可キ佐草女の刀自」(下略)と有

るは、後に此稻田姫命を移して意宇郡大草郷佐草村に八重垣と祀り、又其地名を以て佐草女神と申す所以に後歌を交へて云ふ說なるが、此に就ても其本の須賀宮に八重垣を稱て名高かりし事を見る可し、(右の大社の御歌と云ふを素戔鳴尊の御と爲るは非なれども、此歌に日も暮れぬと云ひ、早く出よと云ひ、心の暗に迷ふなりと有るに心有るべし、山家集に、「水泳淀む天の川霧浪掛けて、星をば見るや佐草美の神」と詠みて天漢の事を云へるに就て考ふるに、神名式に意宇郡賣豆紀神社を三代實錄に女月神と有るは即此稻田姫命の御事なる可き由、傳廿一卷に注せるに思ひ合す可し、次なる後撰集のは、素戔鳴大神と此女神との善はしく御在し坐して相語らはせ給へりし御意味を詠めるにて相聞なり) 大樹神は大城神と申す義にて、傳廿二に注せるが如く、此第一書に清之湯山主三名狹漏彦八島篠神又は清之繫名坂坂輕彦八島手命など申す亦名御在し坐して、此清之湯山宮にて天下を主領き御在し坐し、かば、其由を以て八重垣大城と續けたる意の御名に御在し坐すめり、又出雲風土記に、大原郡城名樋山、郡家正北一里一百步、所造ニ天下大神大穴持命、爲レ伐ニ八十神、造レ城、故云ニ城名樋山也、と有るは八十神を伐たせ給はむ爲に大城を造らせ給へるなり、堵城を伎と訓むは垣と同言なめり、字鏡集にも名義抄にも城を加伎と訓める是なり、故思ふに同郡來次郷、郡家正南八里、所レ造ニ天下大神命詔、八十神者不レ置ニ青垣山裏、詔而追廢時此處追次坐也、故云ニ來次ニと有るも、御垣内に置き給はじと爲て追廢給へるなり、又意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十步、所レ造ニ天下大神大穴持命、(中略) 但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云ニ文理、(神龜三年改ニ字母理)と有るも、青垣山の圍める地を大城と爲させ御在し坐す謂なり、又古事記なる御父大神の御言に、意禮、爲ニ大國主神、

亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰椽多迦斯理而居是奴也、と詔給へるも、今迄の須賀宮を改めて此大城に住せ御在し坐せとなり、又天孫降臨章第二、書高皇產靈尊の大己貴神に令レ宣給へる御言に、汝應レ住天日隅宮者今當ニ供造、即以千尋榜繩一結爲三百八十級、其造レ宮之制者柱則高太、板則廣厚と有るは、造宮の御事とは申しながら此も大城なる可き事、次に又供造百八十縫之白樁と有るを以て、其武備を設けさせ給へるを見るべし、又神武天皇三十一年御紀に大和國の故事を載られたる中に、復大己貴大神目之曰玉牆内國と有るは、其前紀に、東有美地、青山四周と有ると同義なる事は然る物から、又其青垣山隱れるを以て大城に見成し給へりとも云ふべし、紀略延暦十三年十一月新京に遷らせ御在し坐しける時の詔に、此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝可レ制ニ新號、宜下改ニ山背國爲中山國と有ると、右に玉牆内國と詔給へるとは、其意味の甚能く似たりける事なるをも考へ合す可き者なりかし、猪八重垣大樹神と申し奉れるは、天下に在ゆる千萬國の大國主神に渡らせ給へるが故に、其大宮も内重中重外重に八重の御垣を巡らし給へる大城を常宮と爲させ御在し坐す義の御名にて、是ぞ其大國主神に坐す所以には有りける、（然るは、古事記に大國主神亦娶ニ神屋樁比賣命ニ生ニ子事代主神と有るは、地神本紀に謂ゆる高津姫命の御事にて渡らせ給へるが、神屋は其御在し坐す宮室を申し、樁は借字にて高なる事、傳十三卷に云へるが如し、又出雲風土記に、神門郡多伎郷、郡家南西廿里、所レ造ニ天下一大神之御子阿陀加夜怒志多伎吉比賣命坐之故云ニ多吉、と有るは、其御女下照姫命にて坐すが、阿陀加夜は大高屋なり怒志は主なり多伎吉は高城なり、天孫降臨章に稚國玉と有るを以て、女神には御在し坐せれども其勢の大に坐す

を思ふ可し、猪八重垣大城神と申して大國主神の謂なり、神屋高比賣命と申して其大神の后神の謂なり、大高屋主高城比賣命と申して其公主の謂なるを、彼是思ひ合さば自然に其意知られむかし、又大樹は借字にして大城なる事をも思ふ可くこそ、○其子凡有ニ一百八十一神は地神本紀に載れるも此に同じ、古事記御天降段なる大國主神の御言に、亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲ニ神之御尾前而仕奉者、違神者非也と有る、百八十は天孫降臨章第二、書に即以ニ千尋榜繩一結爲三百八十級、（中略）又供造百八十縫之白樁と見え、又孝德天皇御紀に臣連國造伴造百八十部など有り、又出雲風土記樁縫郡條に、其百八十級の事を百結々八十結々下而と書し、又百八十神等集坐云々、即百八十日喜讃など見えたる類にて、通證に謂ゆる百八十衆多之稱と云へる是なり、斯るに此の百八十一神は百八十一神と有りて餘の一神をも加へ收めたれば、此は正しく其數を合せて云はれたりし者なりけり、其は神名祕書に、神祇譜天圖記曰、（上略）國作大己貴神、此神者素戔嗚尊孫子天之多衣神子也、與少彦名神共戮レ力一レ心經ニ營天下、爲顯見蒼生及畜産、則定ニ其療病之方、又爲ニ攘ニ鳥獸昆蟲之災異、則定ニ其禁厭之法、凡此神生子一百八十一神、以ニ爾五柱爲ニ珍子而、天下四方國人夫等令ニ咸蒙ニ恩賴、此之緣也と有るは、御紀と舊事記とを取りて書ける物ならめども、一百八十一神と云ふは其正數なるを以て書せる者なれば、衆多の義に云ふ百八十神と此とは同じからざる事論を待たず、（古史第七十六段徵に右の文を引て、「其大己貴神を古事記には素戔嗚尊の六世孫なるを疑ひて四世孫に定めたり、文に國作大己貴神、此神者素戔嗚尊孫子天之多衣神子也、と有るに據りて多衣神を須佐之男命の孫なる事を知り、其御父は淤美豆怒神なれば如此は定めつ」と云へるは、傳二十二卷に已に辨へたるが如く、甚じき偽と云ふべし、右の孫

字は上に屬て其大己貴神は素戔鳴尊孫と云ふ事なり、子字は下へ續きて天之冬衣神は素戔鳴尊子なる由にて、漢文の例にて國作大己貴神者素戔鳴尊孫天之冬衣神子也と書くべき格にて、佗にも多き事なるを、孫子を續けて比古美古と訓みたるより、然る妄なる事は出來りし者なり、故再思ふに、右の孫子は子孫の義にて此も亦六世の傳なるを、其中間を略きて天之冬衣神子と云へるなれば、此は古事記と同じ傳説なりけり、但文格を正して云ふ時は右の如くながら、大己貴神は此正書の傳の如く眞に素戔鳴大神の御兒に御在し坐せば、右に孫と有るも古事記の六世孫なるも共に取るまじかりければ、況て四世孫など云ふ私説は歯牙に係くるにも足らざるなり。) 以ニ爾五柱モテソノイツハシラヲ爲ニ珍子ミチコ而より以下は此記者の係けたる文なめり、爾五柱を今計へ見るに、御紀にては味耜彦根神事代主神下照姫ミタマヒメ（亦名高姬、亦名稚國玉）の三柱神代記に見え、崇神天皇七年御紀に大物主神の御子に奇日方天日方、雄略天皇四年御紀に一事主神の御名有りて、併せて五柱の數に合へりと雖も、此二神を除く時は三柱なれば此にても有るべからず、又古事記には木俣神亦名御井神、此は八上比賣命に娶て令生給へるなり、次に阿遲鉢高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此二柱は御母多紀ミタマ毘賣命なり、次に事代主神御母は神屋楯比賣命なり、又娶ニ八島牟遲能神之女鳥耳神、生子鳥鳴海神と有る、此は少か疑はしければ除きて、其御天降段に亦我子有ニ建御名方神ミタマヒメノミコトと有り、此に櫛御方命一言主神二柱別に有れども、其を除きて五柱なる趣なれども、其にても有るべからず、又地神本紀には、大己貴命、先娶下坐ニ宗像奥津島ミタマヒメノミコト神田心姫命、生ニ一男一女、兒味耜高彦根神、妹下照姫命、次娶下坐ニ邊津宮ミタマヒメノミコト高津姫神ミタマヒメノミコト、生ニ一男一女、兒都味齒八重事代主神、妹高照光姫大神命、次娶ニ稻羽八上姫ミタマヒメノミコト、生ニ一兒、兒御井神（亦名木股神）次娶ニ高志沼河姫ミタマヒメノミコト、生ニ一男一女。

兒健御名方神と有りて此にては六柱なり、今此を概て計ふるに、先づ此大國主神の御子等の中に味耜高彦根神御在し坐して、其和魂は事代主神に坐し、荒魂は一言主神に坐して、此三神の御名別々に有れども共に一神の御上なる事傳八、十三に注せるが如くなれば此を一柱と數ふ可し、次に下照姫命亦名高姫命を、地神本紀に別神に舉げたれども是一柱なり、次に御井神建御名方神を合せて四柱なり、今一柱は出雲風土記出雲郡美談郷に所造ニ天下一大神御子和加布都怒志命と所見たれども、此は經津主神に對へる御名なれば別に所由有るべく、意宇郡山代郷に所造ニ天下一大神大穴持命御子山代日子命の御名有れども、珍子と申す可き狀ならざれば、此神祇譜天圖記に爾五柱モテソノイツハシラヲと有るは右等の訂正にも及ばずして、常の如くに味耜高彦根神と事代主神とを二神と立てゝ合せて五柱とは云へる者なりけり、天下四方國人夫令ニ咸蒙ニ恩賴ミタマヒメノミコト此之縁也と云ふは、此大國主神の御子等一百八十一神御在し坐す中より珍子五柱を擢出でさせ給ひ、其珍子をして令率給ひ、廣く天下四方國の人民に恩賴を敷布らしめ御在し坐す由なり、右に引ける古事記に、亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲ニ神之御尾前ミタマヒメノミコト而仕奉者、違神者非也と申給へる御言に合せて考ふ可き者になむ、（右は神名祕書數本を見合せて引くに、何れも以ニ爾五柱モテソノイツハシラヲ爲ニ珍子ミチコ）而と有り、然るに平田史第百三段に以五十柱モテソノイツハシラヲ爲ニ珍子ミチコ）而と文を成し、其徵に引けるにも然作るは、私に改めたりし者にて甚々妄なる事なるを、誰しも元書に因りて正し辨ふる人無きなむ甚々速無き事なりけり、凡て古書の誤は慥かなる證を得て論ひ定む可し、然れども私に文を改めて後人を誤る事は有るまじき事なり、以ニ爾五柱モテソノイツハシラヲの爾字は其と訓みて甚能く聞ゆるをや。)

複不許
製

昭和十三年十一月十五日印刷
昭和十三年十一月二十日發行

鈴木重胤全集 第六

(非賣品)

發編輯者兼

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地

樹下快淳

東京市本鄉區真砂町三十六番地

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
日東印刷株式會社

印刷者
龜谷良一

發行所
鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五〇七番

741

49

終